

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

五三

告示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件二件

五二

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件

五三

○土地改良区の定款の変更を認可した件

五三

○県営土地改良事業計画を定めた件

五三

○地籍調査の成果について認証した件

五三

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件

五四

○道路の区域を変更する件

五五

○道路の供用を開始する件

五五

規則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

の申請があった件

五五

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件五件

五六

○一般競争入札を行う件二件

五七

○鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件四件

五八

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件二件

五九

○職業訓練指導員試験を実施する件

五三

○政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件

五三

福島県警察本部

五三

○平成十九年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件

五三

正誤

五三

○平成十九年四月十日付け定例第八百六十五号中

五三

○平成十九年四月十三日付け定例第八百六十六号中

五三

○平成十九年七月六日付け号外第五十八号中

五三

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則(昭和三十五年福島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(七)中「第八十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

別表第二の一の1の(一)中「一七、四〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「薬剤師」を「薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士」に、「一一、九〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「及び看護師」を「看護師及び准看護師」に、「一一、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(五)中「左官及びとび職」を削り、「二〇、七〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同表の一の1中(六)とし、同表の一の1の(四)中「一七、二〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表の一の1中(四)を(五)とし、同表の一の1の(三)の次に次のように加える。

(四) 救急救命士 一人一日当たり 一六、一〇〇円以内

(七) 左官 一人一日当たり 一五、六〇〇円以内

(八) とび職 一人一日当たり 一四、九〇〇円以内

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (県民安全領域災害対策グループ)

告示

福島県告示第四百八十六号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成十九年七月十三日 福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間 平成十九年八月一日(水)から同年九月七日(金)まで

二 採用予定数 二百二十名

三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 身体検査 口述試験	平成十九年九月十七日（月） 平成十九年九月十九日（水）から同月二十一日（金）又は同月二十六日（水）から同月二十九日（土）までのうち指定する一日

四 試験会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住所
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇
いわき市総合保健福祉センター	いわき市内郷高坂町砂子田一―一
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
南相馬合同庁舎	南相馬市原町区錦町一―三〇
1 白河地域職業訓練センター	白河市字中田一四〇

2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十年三月及び同年四月

六 応募資格

平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六―一九一九
（県民安全領域災害対策グループ）

福島県告示第四百八十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の採用試験（女子）について、次のとおり定める。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 受付期間

平成十九年八月一日（水）から同年九月七日（金）まで

二 採用予定数

十五名

三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成十九年九月二十四日（月）
身体検査 口述試験	平成十九年九月二十五日（火）

四 試験会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住所
福島市市民会館	福島市霞町一―五二

日本大学工学部

郡山市田村町徳定字中河原一

2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十年三月及び同年四月

六 応募資格

平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四一五四六一一九一九

（県民安全領域災害対策グループ）

福島県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

植田ショッピングセンター いわき市植田町中央三丁目三一

二 変更しようとする事項

1 駐車場の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）六か所

（変更後）五か所

（二）位置（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十年三月一日

四 届出年月日

平成十九年六月二十九日

五 届出をした者

協同組合植田ショッピングセンター

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、原町市土地改良区から平成十九年五月十八日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年七月六日認可した。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、下野堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年七月十七日から

同年八月六日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所及び大沼郡会津美里町役場

（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第四百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、耶麻郡北塩原村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

北塩原村

- 二 成果の名称
- 耶麻郡北塩原村大字大塩の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第四百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

郡山市湖南町赤津字東岐二六七五の一、二六七五の一三、二六七五の一四、二六七五の一六、八二二三の一、八二二三の二一、八二二三の三二から八二二三の三五まで、八二二三の四〇、八二二三の四一、八二二三の四八から八二二三の五三まで、八二二三の五五、八二二三の五八、八二二三の五九、八二二三の六一から八二二三の六七まで、八二二三の七〇から八二二三の七三まで、八二二三の七六、八二二三の七八、八二二三の八〇から八二二三の八四まで、八二二三の八六、八二二三の九〇から八二二三の一〇三まで、字西岐二七二五の一、二七二五の二、字池上二六二〇の二八、二六三五の一、二六三五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東岐二六七五の一、二六七五の一三、二六七五の一六、八二二三の一、八二二三の八四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡只見町大字福井字下向田九七〇の二から九七〇の四まで、字後山一九六四の二、一九六四の三五から一九六四の三九まで、一九六四の四五から一九六四の九一まで、一九六四の九五、一九六四の一〇八、一九六四の一〇九、一九六四の一〇二、一九六四の一〇五から一九六四の一〇八まで、二〇〇七から二〇二五まで、字大和久山一九六三の四、一九六三の九から一九六三の四七まで、一九六三の四九から一九六三の一〇三まで、一九六三の一八二から一九六三の二一八まで、一九六三の二二一、一九七〇、一九七一の一から一九七一の五まで、一九七二から一九七五まで、一九八六から一九八六まで、二〇〇〇から二〇〇五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下向田九七〇の四、字後山一九六四の二、一九六四の五九、一九六四の六九から一九六四の七七まで、一九六四の八〇から一九六四の八六まで、一九六四の九一、一九六四の九一から一九六四の一二六まで、一九六四の一四八、一九六四の一六三、二〇二一、二〇二二、字大和久山一九六三の二一、一九六三の二八、一九六三の二九、一九六三の三二から一九六三の三五まで、一九六三の四三から一九六三の四七まで、一九六三の七四から一九六三の七六まで、一九六三の九二から一九六三の九七まで、一九六三の一〇三、一九六三の一〇四、一九六三の一〇七、一九六三の一〇八、一九六三の一〇三、一九六三の二一六、一九六三の二一七、一九六三の二二二、一九八六、一九八七、一九九五、二〇〇一、二〇〇五
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第四百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町鶴巣字大沢三八〇三の一〇九から三八〇三の一四五まで、三八〇三の二二四から三八〇三の二二七まで、三八一一の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字大沢三八〇三の一〇九から三八〇三の一三一まで、三八〇三の一三四から三八〇三の一四二まで、三八〇三の一四四、三八〇三の一四五、三八〇三の二二四、三八〇三の二二七、三八一一の一〇

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜平線	いわき市小名浜字本町 三九番地先から 同 市小名浜花畑町 四三番一三地先まで	変更前 変更後	一五・〇 四〇・五	八七七・〇 八七七・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所で平成十九年七月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道鴛子夏井停車場 場線	田村郡小野町大字夏井字夏井五八番地先から 同 郡同 町大字夏井字夏井六〇番二地先ま で	平成一九年 七月一三日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第四百一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人アール
- 三 代表者の氏名
轡田 倉満
- 四 主たる事務所の所在地
福島県大沼郡三島町大字宮下字米子沢千九百三十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、芸術文化活動のサポートを行い、地域と社会の芸術文化活動の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人梨の里

三 代表者の氏名

菅野 良二

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市町庭坂字松ノ下九番一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・知的障がい者に対して、デイサービスに関する事業を行い、在宅福祉の促進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人ストロークセンター

三 代表者の氏名

栗名 昭

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市渡利字沼ノ町三十五番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の自立を目的に、情報化に関するIT教育、更なる高度情報技術の習得、他の作業所、団体への適切な運営と活動に関する助言又は援助に寄与することを目的とする。同時に、合わせて高齢障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人夢あるき

三 代表者の氏名

森田 まゆみ

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市町北町藤室字藤室南百八十九番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者に対する療育・支援を行なうとともに、障害児・者に関する社会一般への知識の普及を図り、障害児・者の福祉の増進をめざし、地域福祉のために障害福祉サービスを提供し、貢献することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 名称

特定非営利活動法人こどもの森

三 代表者の氏名

熊田 富美子

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市森宿字安積田百八十五番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童に対し多世代交流事業、子育て支援事業、自然探索体験等の事業、環境に優しい生活の調査研究創造に関する事業などを通じ、世代間の交流を深め、自然と共に生活し、生まれてきた喜び、共にいる幸せ、役に立つ嬉しさを感じ、個人が尊厳をもって、その人らしい、自立した生活が送れるように支えることを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第四百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月二日
- 二 名称
特定非営利活動法人豊心会
- 三 代表者の氏名
有馬 美代
- 四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市東作十八番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・社会的弱者に対して、在宅介護支援活動などを行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

(文化領室眞民文化グループ)

公告第407号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク更新実施設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成19年7月13日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県総合情報通信ネットワーク更新実施設計業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限 平成20年8月29日
 - (4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から本件入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして

いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(4)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成19年8月10日午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県生活環境部県民安全領域災害対策グループ
電話番号024-521-7195

- 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、3に掲げるグループまで請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月20日午前10時 福島県庁西庁舎8階801会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月30日午前10時 福島県庁西庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

- 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature of Contract : Commissioned design for updating the integrated information and telecommunications network of the Fukushima Prefectural Government
- (2) Quantity : A complete set of the above
- (3) Time - limit of tender (by hand) : 10 : 00a.m.,30 August 2007
- (4) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,29 August 2007
- (5) Contact point for the notice : Disaster Prevention Group, Public Safety Division, Social Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7195 FAX 024-521-7921

(県民安全領域災害対策グループ)

公告第408号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年7月13日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 平成19年度うつくしま教育ネットワーク拠点整備機器 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成19年10月31日
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加資格者として認定されていること
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年8月6日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局総務管理グループ

電話024-521-7562

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年7月23日午後2時 福島県出納局総務管理グループ

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月27日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 7 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Utsukushima Education Network Iset
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m., 27 August 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 24 August 2007
- (4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562

(出納局総務管理グループ)

公告第四百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区を指定したので、同法第二十八条第四項の規定により、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 鳥獣保護区の名称
平塩鳥獣保護区

- 二 鳥獣保護区の区域

いわき市平鎌田地内の国道六号と二級河川夏井川左岸堤防との交点を起点として、同堤防を東に進み、県道小名浜四倉線との交点に至り、同県道を南に進み、二級河川夏井川右岸堤防との交点に至り、同堤防を西に進み、県道甲塚古墳線に至り、同県道を西に進み、二級河川新川左岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み、二級河川夏井川右岸堤防に至り、同堤防を西に進み、国道六号との交点に至り、同国道を北東

- に進み、起点に至る線で囲まれた区域
- 三 鳥獣保護区の存続期間
平成十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

- 1 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- 2 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、いわき市平地区の東部に位置し、二級河川夏井川からなる区域である。冬季には、ハクチョウ類、カモ類の飛来地に、夏季には、セッカ、オオヨシキリ等の湿地性渡り鳥の繁殖地となり、また、これら鳥類の繁殖等を支える採餌場、ねぐらとして利用されており、鳥類において良好な生息環境が形成されている。

このため、当該区域を鳥獣保護区として指定することにより、河川に生息する鳥類の保護増殖を図るとともに、地域の児童、住民が鳥類にふれあい、観察等を通じて環境教育の場の確保に資するものである。

また、当該区域の関係団体等と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

五 縦覧場所

福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ及び福島県いわき地方振興局県民部県民生活グループ

六 縦覧期間

平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

(環境共生領域自然保護グループ)

公告第四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づく鳥獣保護区を指定したので、同法第二十八条第四項の規定により、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 鳥獣保護区の名称
西野鳥獣保護区

- 二 鳥獣保護区の区域

東白川郡鮫川村大字赤坂西野地内の県道勿来浅川線と村道上大塩虹ヶ沢線との接点を起点として、同村道を北東へ進み、更に東へ進み、林道酒垂宝木線との接点に至り、同林道を南へ進み、村道酒垂宝木線との接点に至り、同村道を南へ進み、同村道を南へ進み、川線との接点に至り、同県道を東へ進み、村道上大塩見渡線との接点に至り、同村道を南へ進み、村道見渡酒垂線との接点に至り、同村道を北西へ進み、村道名下滝線の接点に至り、同村道を北西へ進み、村道名下野町線の接点に至り、同村道を南へ進

公告第四百十四号

日 時	場 所	案 件
平成十九年八月七日 午前十時	いわき市 福島県いわき合同庁 舎 四階 中会議室	平塩鳥獣保護区（仮称）の指定につ いて
平成十九年八月八日 午後一時三十分	東白川郡鮫川村 鮫川村役場 会議室	西野鳥獣保護区（仮称）の区域拡 大指定について

（環境共生領域自然保護グループ）

公告第四百十三号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

公告第四百十五号
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、平成十九年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成十九年七月十三日

（環境共生領域自然保護グループ）

試験区分	免 許 職 種	受 験 資 格
学科試験のうち指導方法	職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「施行規則」という。）別表第十一に掲げるすべての免許職種	法第三十条第三項に規定する受験資格を有する者（法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者を除く。）
学科試験のうち関連学科及び実技試験	施行規則別表第十一に掲げる免許職種のうち、ホテル・旅館・レストラン科	同

一 試験区分及び受験資格
試験区分及び受験資格は、次の表のとおりとする。

福島県知事 佐藤 雄平

四 特別保護地区の保護に関する指針の案
1 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
2 特別保護地区の指定目的

石熊山田鳥獣保護区のうち当該区域周辺は殆どが人工林であるが、当該区域内には、イタヤカエデやモミなどの天然林が残され、その周辺を二級河川前川の支流と溪流に挟まれた、変化に富んだ自然環境となっている。このような自然環境を反映して、オオルリやサンコウチョウなどの小型鳥類やイタチやテンなどの獣類の良好な生息環境が形成されている。

このため、石熊山田鳥獣保護区のうち特に重要な地域として特別保護地区に指定することにより、当該地域に生息する鳥獣の保護増殖を図り、さらには、当該区域周辺の多様な鳥獣の生活環境の保全に資するものである。

また、当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、特別保護地区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

五 縦覧場所

福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ及び福島県相双地方振興局県民環境部県民生活グループ
縦覧期間

平成十九年七月十三日から同月二十六日まで

（環境共生領域自然保護グループ）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成十九年七月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

日 時	場 所	案 件
平成十九年八月九日 午前十時	双葉郡双葉町 双葉町役場 三階 コミュニティホール	石熊山田鳥獣保護区特別保護地区（仮称）の指定について
平成十九年八月九日 午後一時三十分	双葉郡広野町 広野町役場 全員協 議会議室	箒平鳥獣保護区特別保護地区（仮称）の指定について

福島県警察本部

福島県警察本部公告第35号

平成19年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

公告第四百十六号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成十九年度第一四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成十九年七月十三日

苦情の受付件数 零件

福島県知事 佐藤 雄平

(出納局審査指導グループ)

- 二 試験科目
施行規則別表第十一に掲げる科目とする。
- 三 試験期日
平成十九年九月十五日(土)
- 四 試験場所
福島県立郡山高等技術専門校 郡山市上野山五番地
- 五 受験申請書の提出期間及び提出先
1 提出期間
平成十九年七月二十三日(月)から同年八月十七日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月十七日(金)までの消印のあるものを有効とする。
- 2 提出先
福島県商工労働部労働領域技能振興グループ(郵便番号九六〇一八六七〇 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階)

- 六 受験手数料
学科試験の手数料は三千円、実技試験の手数料は一万五千八百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはって納入すること(消印はしないこと。)
- 七 その他
1 受験申請書の用紙は、福島県商工労働部労働領域技能振興グループで配布する。受験申請書の用紙の郵送を希望する場合には、あて先を明記し、百四十円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- 2 不明な点は、福島県商工労働部労働領域技能振興グループ(電話〇二四一五二二一七三〇〇)に問い合わせること。

(労働領域技能振興グループ)

平成19年7月13日

- 1 試験を実施する職種及び採用予定人員
心理カウンセラー 1名程度
- 2 試験期日
平成19年8月5日(日)
- 3 受験申込受付期間
平成19年7月13日(金)から同月27日(金)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部警務課
電話024-522-2151 内線2624又は2626

(警務課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十九年四月十日付け定例第千八百六十五号中

二八八	上 後ろか	一五一の二二・一五一の一三	一五一の二二・一五一の一三
二八九	上 後ろか	三の三まで	三の三

○平成十九年四月十三日付け定例第千八百六十六号中

二九四	上 後ろか	駒ヶ嶺字大沢北	駒ヶ嶺大沢北
-----	----------	---------	--------

○平成十九年七月六日付け号外第五十八号中

一	下 後ろか	第一号様式中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改める。	第一号様式中「第7条第12項」を「第7条第13項」に改める。
---	----------	--------------------------------	--------------------------------

